

大津いじめ事案に係る滋賀県教育委員会の対応について

【平成25年】

- 2月14日 大津市いじめ対策検討委員会が開催され、県教育委員会学校教育課主席参事が出席。
- 2月19日 大津市議会が「子どものいじめの防止に関する条例案」を可決。
大津市教育委員会が臨時教育委員会において新教育長を選任。
- 2月22日 当該中学校に朝、卒業式に爆弾を投げるという脅迫電話が入った。
- 2月26日 県教育委員会が当該中学校長の懲戒処分を発表。同校長は同日付で依願退職。
県教育委員会指導主事3人を当該中学校に派遣し、生徒の様子を見守った。
- 3月4日 当該中学校に新校長着任。県教育委員会指導主事2人を当該中学校に派遣し、生徒の様子を見守った。

大津いじめ事案に係る滋賀県教育委員会の対応について

1 処分等（平成25年2月26日付け）

(1) 懲戒処分

大津市立中学校長 減給10分の1 1か月

処分理由

- ① 大津市立中学校生徒が一方的に暴力を振るわれるなど、いじめられていたことに対して、当該生徒の学級担任その他の教員らがいじめ問題としての認識を持たず、的確な対応をとることを怠ったことに関し、校長は、同教員らがいじめ問題を的確に認識し適切に対応するための十分な体制づくりを怠っており、また、平成23年10月5日（水）に当該生徒と他の生徒とのトラブル等について報告を受けたときにも、当該生徒がいじめ被害を受けていないか、より慎重な検討・対応をすべきであったが、同教員らに指導および監督することを怠った。
- ② 当該生徒が平成23年10月11日（火）に自死した後、当該生徒の保護者から当該生徒に対するいじめの有無について調査を要請されたことに対し、校長は、教員らを指導して事実確認をすることに努めたものの、十分な事実確認を遂げたとはいえず、また、保護者や一般社会等に向けた説明も、的確・適切に果たしたとはいえないところがあった。
- ③ これらにより、校長等に対し強い社会的批判が向けられることになり、当該学校の生徒及び保護者に対し教育環境に対する不安を与え、一般社会の学校教育に対する信頼を大きく貶めた。
以上は、校長としての職務上の義務を怠ったこと、教育公務員への信用を著しく失墜させたことに該当するため、地方公務員法に基づき懲戒処分を行った。

※なお、校長は、平成25年2月26日付けで依願退職した。

(2) 大津市教育委員会による指導措置

大津市立中学校教頭	文書訓告
同 教諭（当該生徒の学年主任）	厳重注意

2 人事異動

平成25年3月4日付けで、欠員となっていた当該中学校の校長に滋賀県総合教育センター次長（河口眞佐男）を充てる人事異動を行った。